

○放射性物質の数量等に関する基準の一部を改正する件（平成二十年厚生労働省告示第三百三十八号）

放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和三十六年厚生省令第四号）第二条第五項第四号二の規定に基づき、放射性物質の数量等に関する基準（平成十二年厚生省告示第三百九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十年六月十八日

厚生労働大臣 舩添 要一

第十一条の次に次の二条を加える。

（陽電子断層撮影用放射性物質の種類及び数量）

第十一条の二 製造及び取扱規則第二条第五項第四号二に規定する陽電子断層撮影用放射性物質の種類及び数量は、次の表の上欄に掲げる種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

種 類	数 量
炭素十一	一テラベクレル
窒素十三	一テラベクレル
酸素十五	一テラベクレル
ふっ素十八	五テラベクレル

（陽電子断層撮影用放射性物質の原子の数が一を下回ることが確実な期間）

第十一条の三 製造及び取扱規則第二条第五項第四号二に規定する期間は、封をした日から起算して七日間とする。